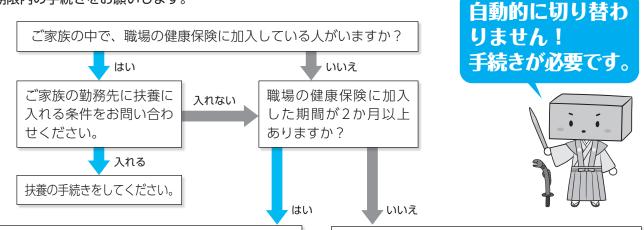
## 退職後の国保の手続きはお早めに!

問 国保年金課(西館1階)【担当】相浦・清水 ☎37・6101

退職により職場の健康保険を喪失した人は、切り替えの手続きが必要です。 期限内の手続きをお願いします。



### 任意継続被保険者制度に加入することができます。

※共済組合など加入期間が1年以上必要な場合 もあります。勤務先にご確認ください。

退職日の翌日から20日以内に手続きしてくだ さい。(加入期間2年)

※期間を過ぎると手続きができなくなります。

## 【問合せ・手続き先】

全国健康保険協会(協会けんぽ) 佐賀支部 ☎27・0611

- ※協会けんぽ以外の人は、加入されている組合に お問い合わせください。
- ※任意継続被保険者制度は、保険料を納付期日ま でに納付しなかった場合、加入期間中でも資格 が喪失します。

国保に加入してください。

退職日の翌日から14日以内に手続きしてくだ さい。

#### ◆持参する物

- ・健康保険の資格を喪失した日および国保に加入 する人が分かる証明書
  - または離職日が分かる証明書(離職票など)
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・印かん ・身分証明書

### 【問合せ・手続き先】国保年金課(西館1階)

🗑 届出が遅れた場合でも、国保への加入日は**前** の健康保険の資格がなくなった日までさかのぼる ため、保険税もさかのぼって計算し課税されます。

# 試算後の加入をおススメします!

国保は前年の所得によって保険税が決まります。任意継続の保険料と国保税を試算し、 どちらの健康保険へ加入するかご検討ください。

- ⇒ 税務課(☎37・6103) にお問い合わせください。 ・国保税の試算
- ・任意継続の保険料 ⇒ 協会けんぽ(☎27・0611)または加入されている組合にお問い合わせください。

## 就職などで職場の健康保険に加入する場合

届出をしないと国保税は課税され続けます。 **14日以内**に手続きしてください。

### ◆持参する物

- ・新しく加入した健康保険証(全員分)
- ・国保の保険証

## 学生で市外に転出する場合

市外に住所を移しても小城市の国保に継続 して加入できます。※毎年の届出が必要です。

### ◆持参する物

- ・学生証または在学証明書 ※4月から入学される人は入学が確認できるもの
- ・国保の保険証(差し替えになります) ・印かん